

第4章 第2期基本計画の概要

第1 策定にあたって踏まえるべき事項

第2期基本計画の策定にあたっては、第3章で検討した第1期基本計画の実績のほかに、札幌市を取り巻く社会情勢の変化と、札幌市の施策の方向性を踏まえる必要があります。

今後の札幌市は人口減少と並行して超高齢化や高齢単身世帯の増加に直面すると予想され¹⁴、これに伴い、孤立化やまちづくりの担い手不足など、さまざまな地域課題が顕在化するものと見込まれます。

これらの課題に対応するために、札幌市では平成25年（2013年）に『札幌市まちづくり戦略ビジョン』を策定しました。

同ビジョンでは、目指すべき都市像として「北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち」、「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」を設定しています。また、今後、戦略を持って取り組むべきテーマの一つとして「暮らし・コミュニティ」を位置付け、「地域でのつながりや支え合いによる共助の意識の醸成と、これらを補完する地域社会の仕組みづくり」、「誰もが社会に参加できる環境づくり」、「まちづくり活動の担い手の育成や活動主体同士の連携による地域資源の活用」などの施策を重点的に展開していくこととしています。

¹⁴ 『札幌市戦略ビジョン(ビジョン編)』（札幌市, 2013年）8頁～10頁
人口は平成27年（2015年）前後をピークに減少に転じ、高齢単身世帯数は平成27年に9万世帯以上（平成22年は約8万世帯）になると予想

第2 第2期基本計画の方向性

第3章第2で検討した重点施策1～7の評価等の中では、施策間の連動の必要性が明らかになった部分もあることから、これらを集約すると共に、策定にあたって踏まえるべき点を加味し、第2期基本計画の方向性を4項目にまとめました。

【第1期の評価等（第2期に向けて踏まえるべき視点）】

【重点施策1】多くの市民のまちづくり参加促進

- 生活スタイル、状況に応じた多様な参加機会の創出。特に参加意欲のある人を実際の活動に結び付ける方策
- 「まちづくり活動」や「参加」のイメージの共有化と、まちづくりの担い手であることを実感してもらえる方策

【重点施策2】市民まちづくり活動を支える人づくり

- 「学ぶ」、「参加する」機会をつなぐ方策(重点施策1との連動性)
- 資金調達に関連する各種既存制度の活用や団体運営全般の総合的支援
- 市民活動サポートセンターなどでのニーズをとらえた講座や相談機能の充実
- 複雑・多様化する地域課題を総合的にコーディネートし解決する専門人材の育成

【重点施策3】活動の場となる施設の機能強化

- まちづくりセンターの認知拡大と役割の浸透
- 地域にあるさまざまな「場」の資源の活用
- 「場」の整備・創出とあわせて、交流や地域のまちづくり参加につながる「内容」・「機能」を充実

【重点施策4】市民まちづくり活動の多様な連携を促進

- 異種団体連携の促進
- 複雑・多様化する地域課題を総合的にコーディネートし解決する専門人材の育成と支援

【重点施策5】企業による社会的課題解決型事業の促進

- 未着手企業に対する提案やコーディネートの推進

【重点施策6】地域における多様なふれあいの場の創出

- 「活動の場となる施設の機能強化(重点施策3)」との連動

【重点施策7】市民まちづくり活動を広げる寄附文化の醸成

- 市民へのまちづくり参加の一手段としての寄附の普及
- 市民活動団体の活動資金確保としての活用

札幌市まちづくり戦略ビジョン

目指すべき都市像

- 北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち
- 互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち

社会情勢

- 超高齢化
- 孤立化
- 地域課題の多様化

戦略的に取り組むべきテーマ 暮らし・コミュニティ

- 共助意識の醸成と地域社会の仕組みづくり
- 誰もが社会に参加できる環境づくり
- まちづくり活動の担い手育成、主体同士の連携による地域資源の活用

【第2期基本計画の方向性】

1 より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進

●「自分ゴト化」の推進

「まちづくり」のイメージを、「他人のため」から「私たちの暮らし」のための活動へと転換

2 団体の運営基盤の強化と社会的課題の解決能力の向上

●課題解決を目指した人づくり

地域の課題の解決に取り組む人や団体への総合的支援

3 身近な地域における活動の場と交流機会の創出

●地域の交流を生み出す拠点整備

身近な地域に点在し、住民の交流を生み出す接点を整備・充実

4 多様な活動主体間の連携の促進

●有機的連携の創出

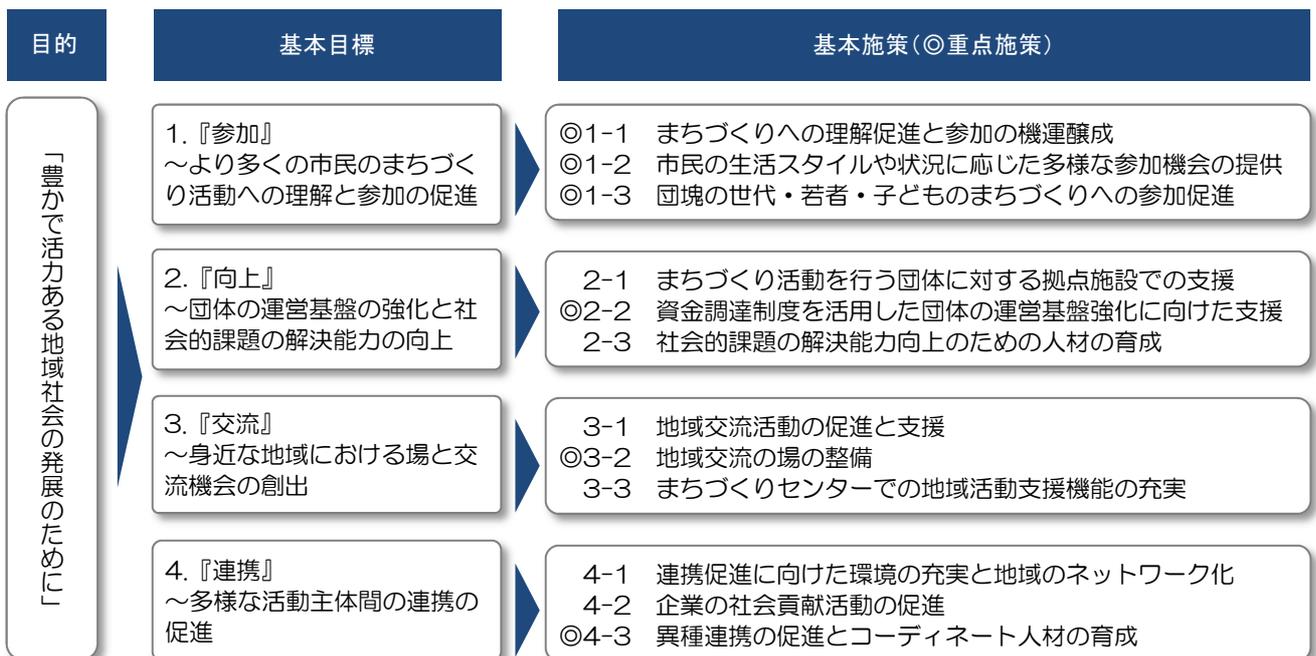
多様な団体・企業・人材がそれぞれの強みをかけ合わせ相乗効果をもたらす連携を推進

第3 第2期基本計画の構成

1 第2期基本計画の体系

この基本計画は1ページで述べたとおり、促進条例の目的実現に向け、同条例の規定に基づき策定されるものです。そのため、同条例の目的である「豊かで活力ある地域社会の発展のために」を基本計画の目的とします。

また、第2（23～24ページ）でまとめた4つの方向性を基本目標に位置付け、各基本目標の達成に必要な基本施策を体系化しました。



2 重点施策

4つの基本目標のうち、基本目標1「『参加』～より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進」については、他の3つの基本目標の前提となるべきものであり、各目標の達成をも左右する最優先事項です。また、これに係る3つの基本施策は、相互に補い合い、波及しあうものであるため、全ての基本施策を重点施策と位置付けました。

基本目標2「『向上』～団体の運営基盤の強化と社会的課題の解決能力の向上」、基本目標3「『交流』～身近な地域における活動の場と交流機会の創出」、基本目標4「『連携』～多様な活動主体間の連携の促進」については、目標の実現に大きく寄与する基本施策を重点施策としました。

3 成果指標と参考指標

施策の効果を測定し、効果的な取組を進めるため、成果指標を設定します。活動の内容や主体が多岐に渡る市民まちづくり活動を単一の指標で測定することは困難なため、関連する複数の指標を用います。